平成２１年（フ）第６２９号
岡山市北区御津下田373番地
債務者　小橋一二三
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３０号
岡山市北区平野937　雇用促進住宅吉備宿舎１―202、住民票上の住所岡山県備前市佐山1634番地１
債務者　小野田敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９号
栃木県小山市大字神鳥谷1051番地１
債務者　飯嶋　容子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２２２６号
横浜市西区藤棚町１丁目84番地　東邦ビル305号
債務者　大友　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９号
広島県福山市多治米町２丁目16番８―206号
M．Sハイツ、旧住所広島県福山市南町８番２号
債務者　上原　孝博
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２７０号
広島県福山市多治米町２丁目16番８―206号
M．Sハイツ、旧住所広島県福山市南町８番２号
債務者　上原　春美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９７号
栃木県大田原市若松町570番地２
債務者　荘子　卓哉
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２４６号
広島県福山市幕山台１丁目１番35号
債務者　枝廣　道延
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１３０７号
埼玉県新座市本多１丁目10番25号
破産者　有限会社かつらぎ工芸
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第４６６号
愛知県丹羽郡大口町中小口３丁目10番地
破産者　株式会社ダブルビーコーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３２号
神奈川県大和市中央３丁目４番12号
破産者　有限会社アーヴィークリーンサービス
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成１９年（フ）第３４７号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵11番地の13
破産者　梶コーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第２４６号
千葉県銚子市松岸町１丁目100番地
破産者　合資会社波崎屋
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成１９年（フ）第１０８０４号
東京都渋谷区恵比寿４丁目20番３号
破産者　株式会社ブルシェール
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５６号
東京都八王子市鑓水２丁目81番地１―702
破産者　岩間　　薫
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７０号
横浜市都筑区葛が谷12番４
破産者　有限会社凛システムコーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
新潟県三条市東裏館１丁目９番30号、住民票上の住所新潟県三条市東裏館１丁目15番１号
破産者　井栗屋酒店こと　関　　昌広
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２０年（フ）第６１２号
石川県羽咋郡宝達志水町上田フ15番地１
破産者　株式会社北幸建設
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６７５号
金沢市近岡町877番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜市北一色２丁目１番15号
破産者　株式会社高栄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所